

平成28年3月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年3月22日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階小会議室

2 開会日時 平成28年3月22日(火)午後3時00分

3 閉会日時 平成28年3月22日(火)午後4時10分

4 出席委員(12名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
4番 田中誠 委員	5番 高館孝 委員
6番 四木俊一 委員	7番 久田伸一 委員
8番 木村喜和 委員	10番 三浦英雄 委員
11番 山内松次郎 委員	12番 新山秀男 委員
13番 斎藤正 委員	15番 金淵盛一 委員

5 欠席委員(3名)

3番 小野寺邦男 委員	9番 吉田勝 委員
14番 渡辺耕一 委員	

6 会議に付した案件

町議案

報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第37号 農地の転用事実に関する照会について

議案第26号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 六戸町農用地利用集積計画(案)について

議案第28号 特定農地貸付け承認について

議案第29号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について

7 会議録署名委員

6番 四木俊一 委員	8番 木村喜和 委員
------------	------------

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局次長 佐藤一也	事務局主査 吉本平
------------	-----------

9 書記

事務局主査 吉本平
-----------

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成28年3月9日告示招集いたしました平成28年3月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、佐藤次長より説明いたします。

次長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することと  
なっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成28年3月9日告示招集されました平成28年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、3番 小野寺 邦男委員、9番 吉田 勝委員、14番 渡辺 耕一委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

6番 四木 俊一委員、8番 木村 喜和委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第26号において私が該当しますので、議案審議前に退席することになります。また議案第29号において1番 古里 厚子委員、11番 山内 松次郎委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。  
なお、議案第29号については、古里職務代理者が進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第35号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次長 報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」  
農地法施行規則第22条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第35号を報告済みといたします。  
次に報告第36号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次長 報告第36号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」  
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議長 報告について、ご意見ございませんか。

1番 古里委員 41番の（借り手）さんと（貸し手）さんのことなんですが、これは借りてから何年くらい耕作をしたんでしょう。

吉本主査 これは昨年、（借り手）さんの父親と（貸し手）さんの集積計画が期間満了になりましたので、去年からこの2人で貸し借りがスタートしていますので、1年間の貸し借りとなります。

1番 1年以上自作しないと中間管理機構でお金が出ないってことでしたね。  
古里委員

吉本主査 なので、1年間自作して、そのあと貸し付けるのかもしれませんが。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第36号を報告済みといたします。

次に報告第37号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 報告第37号「農地の転用事実に関する照会について」  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第37号を報告済みといたします。

次に議案第26号を上程する前に、私が法律第11条に抵触しますので退席し、職務代理者が議長を務めます。  
（金淵委員退室）

職務代理 議案第26号については私が議長を務めますのでよろしく申し上げます。  
議案第26号を上程します。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので  
審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員よ  
り報告をお願いします。

4番 現地調査は、私他4名で行いました。  
田中委員 29件、87筆の農地を見て回りましたがなんら問題となるような土地はありませんで  
した。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第26号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
議案第26号の審議が終了しましたので、15番 金淵 盛一委員の入室を求めます。  
(金淵委員入室)

議 長 議案27号の審議から、金淵会長に議長を交代します。

金淵会長 つづいて、議案第27号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 議案第27号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」

農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるように要請することの承認を求めるものであります。

（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第27号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第27号は要請することに決定いたしました。

つづいて、議案第28号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 議案第28号「特定農地貸付け承認について」  
六戸町長から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第28号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第28号は承認することに決定いたしました。

次に議案第29号を上程する前に、1番 古里 厚子委員、11番 山内松次郎委員は法律第11条に抵触しますので退席します。

(古里委員、山内委員退室)

議 長 議案第29号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 議案第29号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」  
農地法第30号第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

5番 高館委員 これは地主の方には非農地になるよってことは伝えてあるんですか。

次 長 1月下旬に、みなさんの農地非農地について意見を聞き取り調査いたしました。  
その結果なんですが、いま返ってきてる時点で非農地と思われるものについて、こちらの方でもし非農地と、もし今後農業できないという方限定だったんですけど、もしうちの農業委員会で非農地扱いした場合については、後日非農地通知を郵送しますとお伝えしてあります。  
今回44件中間管理機構を利用したいというのもありまして、そういうのも踏まえてやっていきたいんですが、実際、どうしても機械がない、道路が狭くて機械が入っていけない、機械が入っても上がって来られない、そういう風な農地もありまして、今回非農地という風な判断をしまして、こちらの方では非農地通知を、もし総会で可決されたら非農地通知のみを通知いたします。

議 長 他にありませんか。



12番 これ、非農地だけど、立派な山林になっているところもあるのか。  
新山委員

次 長 あります。  
初日見た方、二日目見た方、三日目見た方、さまざまあると思います。  
山間部であったり、内陸の方を見た方もあると思うんですけど、この資料の中では、本当に完全に山になっている部分について、一応調書として残しております。  
あと一番大変なことになるっていうのが、田んぼで非農地を受けた場合、地目を変更したとなれば今度は改良区との協議ですね、地権者が水代をどうするかともあります。  
完全に抜けるのであれば水代が、農業委員会では非農地判断をすればもう一切関係ないんですが、改良区と地権者の話になります。

2番 もしこれを、非農地通知を出して、万が一重機を入れて農地に復元した場合、どうなる  
金沢委員 の。

次 長 その時点で再度農地になります。

2番 即か。  
金沢委員

次 長 はい。  
ただし面積が大きい場合、3,000㎡とか超えてきてる場合、開発行為になりますので、まして農振に入ってる場合、農振の除外申請をしてから開発行為をかけなければならぬと思います。  
農振がかかってない農地であれば、農振は剥がす必要がないのでいいんですけど、農振がかかっていれば、農振を一回除外して開発行為をかけなければならない。

10番 農地にするにしても。  
三浦委員

次 長 たとえばいま、Aという農地があります。  
これが5,000㎡ありますと。  
これが農振がかかっていなければ、あくまでも都市計画法の開発行為だけで済みます。  
ただし農振に入っていれば農振の除外プラス都市計画の開発行為の手続が出てきます。

10番 いや、そうじゃなく、農地に戻すにしても、その開発行為が。  
三浦委員

次 長 農地に戻す分には特に問題は。

10番 除外とかしなくてもいい。

三浦委員

次 長 農振に入っても特に問題は。

2番 開田として認めないってことに認めないってわけでないでしょ。

金沢委員 開田になるのか。

議 長 要するに農地として使う分にはなにも問題はないってことで。

次 長 たとえばソーラーパネルとか建物を建てるとか駐車場にするとか。

議 長 私から質問してもいいか。

現状見ればこれ、農振に入っているところもあると思うんだが、非農地にしたらどうなるの。

吉本主査 非農地にしても、今回のはあくまで農地法の対象から除外されるだけなので、農振法の縛りは外れていないです。

これは申請して農用地から外さないと、他の目的で使うことはできません。

議 長 ということは、農地じゃなくなっても農振法は続くと。

吉本主査 それは続きます。

次 長 なので、先ほど言った何かをする場合には、一筆が5,000㎡を超えるところがある場合には農振法プラス開発行為ってところが出てくると思います。

議 長 他にありませんか

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第29号の審議が終了しましたので、1番 古里 厚子委員、11番 山内 松次郎委員の入室を求めます。

(古里委員、山内委員入室)

以上をもちまして、六戸町農業委員会3月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時10分 】